

# 青森県報

第二千六百二号

平成十八年

三月十三日  
(月曜日)

## 目次

## 告 示

家畜伝染病検査の実施  
右 同 …………… (畜産課) ……一

右 同 …………… (同) ……二

右 同 …………… (同) ……二

右 同 …………… (同) ……三

右 同 …………… (同) ……三

右 同 …………… (同) ……四

右 同 …………… (同) ……四

右 同 …………… (同) ……四

右 同 …………… (同) ……四

右 同 …………… (同) ……四

右 同 …………… (同) ……四

保安林の指定予定 …………… (林政課) ……五

都市計画事業の認可 …………… (都市計画課) ……五

## 公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告  
…………… (県民生活課) ……六

大規模小売店舗の新設に関する届出  
…………… (経営支援課) ……六

大規模小売店舗の変更の届出  
…………… (同) ……七

建設業者の許可の取消し  
…………… (青森県土整備事務所) ……八

右 同 …………… (弘前県土整備事務所) ……八

右 同 …………… (青森県土整備事務所) ……八

出先機関

土地改良区の役員住所変更 …………… (農林水産部) ……九

右 同 …………… (同) ……九

## 告

## 示

青森県告示第九十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第五条第一項の規定により、次のとおりブルセラ病及び結核病検査を受けることを命ずる。

平成十八年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的  
ブルセラ病及び結核病発生予防のため

二 実施する区域  
青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの(生後九十日未満のものを除く。)

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛(生後九十日未満のものを除く。)

3 実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長

が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、ブルセラ病については血清凝集反応検査、結核病についてはツベルクリン検査

青森県告示第百九十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりヨ―ネ病検査を受けることを命ずる。

平成十八年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

ヨ―ネ病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している六か月齢以上の乳用雌牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの
- 2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- 3 実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、ヨ―ネン検査又は血清学的検査

青森県告示第百九十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり伝達性海綿状脳症検査を受けることを命ずる。

平成十八年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 実施の目的  
伝達性海綿状脳症発生予防のため
- 二 実施する区域  
青森県一円
- 三 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲  
牛海綿状脳症対策特別措置法第六条第一項に基づく届出の対象となる牛
- 四 実施の期日  
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで
- 五 検査の方法  
家畜保健衛生所長が指定する場所において、エライザ法検査

二 実施する区域

三 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

四 実施の期日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、エライザ法検査

青森県告示第二百号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬伝染性貧血検査を受けることを命ずる。

平成十八年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

馬伝染性貧血発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 実施区域内で繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬並びにこれらの馬と同一施設内で飼育している馬
- 2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬並びにこれらの馬と同一施設内で飼育している馬
- 3 実施区域内で競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）による競馬に出場する馬
- 4 実施区域内で飼育又は放牧等している馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長

が指定する日  
五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、寒天ゲル内沈降反応検査

青森県告示第二百一十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬バラチフス検査を受けることを命ずる。

平成十八年三月十三日

一 実施の目的

馬バラチフス発症予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している繁殖の用に供する馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長

が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、血清急速凝集反応検査

青森県告示第二百一十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬伝染性子宮炎検査を受けることを命ずる。

平成十八年三月十三日

一 実施の目的

青森県知事 三 村 申 吾

馬伝染性子宮炎発症予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している繁殖の用に供する馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び細菌検査

青森県告示第二百一十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりオースキー病検査を受けることを命ずる。

平成十八年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

オースキー病発症予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している豚で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び血清学的検査

青森県告示第二百四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり高病原性鳥インフルエンザ検査を受けることを命ずる。

平成十八年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 一、〇〇羽以上飼育する養鶏場において、採卵の用に供する目的で飼育されている鶏

2 実施区域内で飼育されている鶏で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長

が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、血清抗体検査及びその他必要な検査

青森県告示第二百五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり家きんサルモネラ感染症検査を受けることを命ずる。

平成十八年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

家きんサルモネラ感染症発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している鶏で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長

が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、血清学的検査

青森県告示第二百六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりみつばちの腐蛆病検査を受けることを命ずる。

平成十八年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

みつばちの腐蛆病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育しているみつばちで、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長

が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、肉眼的検査

青森県告示第二百七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりブルータング、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱検査を受けることを命ずる。

平成十八年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

ブルータング、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び血清学的検査

青森県告示第二百八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、次のとおり牛の薬浴を受けることを命ずる。

平成十八年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

牛体ダニ駆除（タイレリア病発生予防）のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で放牧されている牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十八年四月一日から同年十月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 薬浴の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、噴霧又はブアオン

青森県告示第二百九号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第百二十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十八年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

下北郡東通村大字尻屋字八重越二〇の一（次の図に示す部分に限る。）

一

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び東通村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第二百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、青森都市計画広場事業を平成十八年三月六日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十八年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称  
青森市
- 二 都市計画事業の種類  
青森都市計画広場事業（第一号新青森駅前公園）

- 三 事業施行期間  
平成十八年三月十三日から平成二十二年三月三十一日まで

- 四 事業地

- 1 収用の部分  
青森県青森市大字石江字高間地内
- 2 使用の部分  
なし

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日  
平成十八年二月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人おおぞら
- 三 代表者の氏名  
北田 政友
- 四 主たる事務所の所在地  
青森市大字牛館字松枝六三の一
- 五 定款に記載された目的

この法人は、心身に障害のある人たちが及びその家族に対して、地域生活を営む上で必要な支援、権利擁護、社会参画を促進するための支援、就労支援、職業能力の開発など総合的援助を行うと共に、すべての人が豊かに健やかに暮らせる地域社会の実現を目指し、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
コジマNEW弘前店  
弘前市大字城東北四丁目六之三
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社かさい商店  
弘前市大字城東北四丁目六之三  
代表取締役 葛西久承
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社コジマ  
栃木県宇都宮市星が丘二丁目一の一  
代表取締役 小島章利
- 四 大規模小売店舗の新設をする日  
平成十八年十一月一日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
二、四〇〇平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 1 駐車場の位置及び収容台数  
一〇〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）
  - 2 駐輪場の位置及び収容台数

- 七〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 荷さばき施設の位置及び面積
- 六〇平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- 二九立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後十時
  - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前九時三十分から午後十時三十分まで
  - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
  - 二か所（位置は、届出書添付図面のとおり）
  - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前八時から午後九時まで
- 八 届出年月日  
平成十八年二月二十八日
- 九 届出書及び添付書類の縦覧
  - 1 場所  
青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所
  - 2 期間  
平成十八年三月十三日から同年七月十三日まで
  - 3 時間  
午前八時三十分から午後五時十五分まで
- ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。
- 十 意見書の提出  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
- 1 提出期限  
平成十八年七月十三日
- 2 提出先  
青森県商工労働部経営支援課
- 3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語  
意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後	変更年月日
マックスバリュ十和田東四番町店 十和田市東四番町二二の五外	ツタヤ十和田店 十和田市東四番町二二の五外	平成 一六・三・一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社  
秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五  
代表取締役 反田悦生

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 反田悦生	株式会社サンレジャー 東京都中央区銀座六丁目一四の八 代表取締役 小野稔	平成 一六・三・一

四 届出年月日

平成十八年三月二日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び十和田市役所

2 期間

平成十八年三月十三日から同年七月十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年七月十三日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 渡辺板金

二 氏名 渡辺 健三

三 主たる営業所の所在地 青森市大字浪館字志田三八の八

四 許可番号 青森県知事許可(般・一四)第一〇〇一〇八号

五 取消年月日 平成十八年二月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

板金工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成十七年一月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 古川電設

二 氏名 古川 健一

三 主たる営業所の所在地 平川市町居横山一九五の三

四 許可番号 青森県知事許可(般・一二)第一〇〇五二号

五 取消年月日 平成十八年二月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成十八年二月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年三月十三日



青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社工藤満建設
  - 二 代表者の氏名 工藤 清一
  - 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字小夜三三三の四
  - 四 許可番号 青森県知事許可(般・一七)第一五〇〇九号
  - 五 取消年月日 平成十八年二月二十四日
  - 六 取消しに係る建設業の許可 建築、管工事業に係る一般建設業の許可
  - 七 取消しの原因となった事実 平成十八年二月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。
- 建設業者の許可の取消し
- 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
- 平成十八年三月十三日
- 青森県知事 三 村 申 吾
- 一 商号又は名称 天徳林産株式会社
  - 二 代表者の氏名 佐藤 清徳
  - 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡鰺ヶ沢町大字種里町字有原一五〇
  - 四 許可番号 青森県知事許可(般・一五)第七〇〇二九号
  - 五 取消年月日 平成十八年二月二十四日
  - 六 取消しに係る建設業の許可 ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
  - 七 取消しの原因となった事実 平成十八年二月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員住所変更

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、小泉土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十八年三月十三日

三戸地方農林水産事務所長 柿 崎 裕

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所 変更 の 年 月 日
理事	小泉 功	旧住所 三戸郡福地村大字小泉字小泉二二 新住所 三戸郡福地村大字小泉字小泉二二の一	平成一六・一四

土地改良区の役員住所変更

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、小泉土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十八年三月十三日

三戸地方農林水産事務所長 柿 崎 裕

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所 変更 の 年 月 日
理事	小泉 正	旧住所 三戸郡福地村大字小泉字小泉一四 新住所 三戸郡南部町大字小泉字小泉一四	平成一六・一
"	小泉 功	旧住所 三戸郡福地村大字小泉字小泉二二の一 新住所 三戸郡南部町大字小泉字小泉二二の一	"

〃	監 事	〃	〃	〃	〃
小 泉 政 栄	田 中 耕 次 郎	高 橋 勝 敏	矢 倉 廣 美	小 泉 義 郎	小 泉 光 男
新住所 三戸郡南部町大字小泉字巖倉平二二	旧住所 三戸郡福地村大字小泉字下明戸三 新住所 三戸郡南部町大字小泉字下明戸三	新住所 三戸郡南部町大字高橋字中道二二	旧住所 三戸郡福地村大字高橋字中道二二 新住所 三戸郡南部町大字小泉字内上平六	旧住所 三戸郡福地村大字小泉字小泉三 新住所 三戸郡南部町大字小泉字小泉三	旧住所 三戸郡福地村大字小泉字細尻六六 新住所 三戸郡南部町大字小泉字細尻六六
〃	〃	〃	〃	〃	〃

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号 青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七  
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭